

秀吉の京都改造と北野社

三枝 暁子

はじめに

戦国期から織豊期にかけての京都の変貌は、「複合都市」から「城下町」への変化とみなすことができよう。^① こうした変化を展開させたものとは、いうまでもなく豊臣秀吉による京都改造であり、秀吉は、検地の実施や寺町の形成、土居堀の形成等を通じて、京都支配を進めていった。^② 本稿ではこうした秀吉による京都改造の意味を、特に北野社領における検地の展開過程から検討するとともに、それがどのように近世へと引き継がれたのかを明らかにしたいと思う。^③

はじめに、本稿で問題とする北野社領の範囲について説明しておくかと思う。すでに前稿でもふれているように、戦国期以前の北野社領は、①一条通以北の「北野」（＝「境内」。「町」を構成単位とする）と、②一条通以南／三条通以北の「西京」（「保」を構成単位とする）との、二つの空間から構成されていた。^④ ①・②それぞれの範囲を東西をも含め厳密に特定することは、中世段階においては難しい。ただし近世に編纂された『京都御役所向大概覚書』を参考にすれば、①・②の東の境は七本松通に、また西の境は木辻通辺にあったと考えられる。^⑤ これらの社領を北野社において支配していたのは、「公文所職」・「御殿預職」・「將軍御師職」を兼帯する「社家」松梅院と、「社務」・「別当」竹内門跡（曼殊院門跡）であった。具体的には、屋地子・公事を賦課し、かつ闕所

検断権を行使していたことが知られる。

ところでこのような「北野」及び「西京」は、戦国期に至るまで「洛外」に位置し、秀吉の検地の実施と土居堀形成により、はじめて「城下町」京都に取り込まれることとなっている。しかし中近世移行期における京都の変遷をみる際に、北野社領をはじめとする「洛外」寺社門前領と洛中のありようとは必ずしも厳密に分けて検討されておらず、そうした方法が問題を孕むことについてすでに指摘がなされている。^⑥ 「洛外」についてみた場合、門前領に対する寺社領主権の払拭は、秀吉による京都の一元的支配の実現において大きな課題であったと考えられる。したがって、検地を通じた「洛外」北野社領の「洛中化」の過程をみることににより、秀吉がどのようにに寺社領の一元的支配を押し進めたのか、それがどのようにに徳川政権に引き継がれたのかを、具体的に明らかにし得るのではないかと考える。

第一章 検地の実施

第一節 検地の過程

豊臣政権による「全国的検地実施の有力な起点」とされる^⑦ 天正十三年（二五八五）の山城国検地については、すでに吉田家をはじめとする公家

右全可「社納」候也、

天正十九年九月廿三日

(朱印)

松梅院

のちにこれとほぼ同様の徳川家康黒印領知目録・徳川秀忠朱印社領目録が発給されていることからみて、右に示された内容は、近世の北野社領をも規定する意味を持ったと考えられる。

このことをふまえた上で、いま右の知行目録をみて注目したいのは、北野社が「西院村内」に「境内屋敷成之替」として新たに「三十七石六斗三升」分の地を、また「所々土居堀成并屋敷成替」として「七拾三石九斗式升」分の地を与えられている点である。これらはいずれも、豊臣政権による土居堀形成にともなう「西京」を含む所領・屋敷地の接収や、後述する「家立之地子」の代替措置と考えられる。あわせて「大藪」・「雲林院上野」・「上賀茂」の地が知行地に定められているのも、おそらく先にふれた「北野境内地子以下永御免きよ」への代替措置と考えられる。すなわち北野社は、土居堀形成と検地の実施により、従来からの社領が「洛中」へと取り込まれ屋敷地子免除を余儀なくされたかわりに、これらの替地を得ることとなったのである。

したがって豊臣政権は、地子免許を通じた町人に対する一元的支配を、洛中にくみこまれた北野社領においても展開する一方、新たな所領を付与することで一定度寺社権力の所領支配を保証したといえよう。しかし右の知行目録から、中世段階でみられた北野社の膝下所領「北野」すなわち「境内」が外されたことは、「境内」領主北野社の消失を意味する。よってのちに詳しくみるように、北野社と「境内」の各「町」との関係は、検地を境に大きく変質せざるをえなくなっていた。あわせて西京についても、この翌年に「西京七保神人中」宛の前田玄以判物が下され、「上下住宅之儀、如「京都町並」相構之状、地子銭被「成」御免除」とある

ように地子免除がなされている^⑤。したがって検地の実施は、北野社による町人・神人支配を大きく制約する結果をもたらした点で、やはり画期をなしたといえよう。

第二節 検地と「家立」

ところで検地にもなつてもたらされる「屋敷」地に対する替地の給与は、一方で北野社領における「家立」の促進をもたらすこととなった。すなわち前田玄以が検地に入った直後の天正十七年十月の『北野社家日記』に、「玄以法印北野へ御出候て屋しき取之事二御入候か、禪永二(福部)ふくへ殿より茶屋之きりまで禪永ひくわん共二御たてさせ候へと山(口カ)呂・玄以兩人被「申候也」とあり、この日検地奉行前田玄以・山口政弘の兩人が松梅院禪永に対し、福部殿から茶屋にいたる道沿いに、被官人の家を建てさせるようすすめたことがわかる。その後竹内門跡から使者が派遣され異議が唱えられたものの、前田玄以の指示で禪永に「屋敷」が与えられたという^⑥。

同様の事例は、天正十九年検地の際にもみられる。まず『北野社家日記』天正十九年六月八日条には、「一、西京之口新町たち申候、地子(松梅院)禪永より一圓二我等二給候、今日さやう二被「仰候、けんたいの所も給由被「仰候、則「村「播」を頼候へとの事候」とみえ、「西京之口」に「新町」がたち、その町屋敷に賦課される地子の徴収権が松梅院から子息禪昌に付与されたことがわかる。この「新町」が実際に「西京」のどのあたりに形成された「町」であるのか明らかでないものの、この天正十九年に、「西京」の一角に複数の町屋敷が建てられて「町」となり、その地子取得権を禪昌が得たことがわかる。

さらに同年九月、「西京右近ははとをり」・「大將軍のあたり」・「経堂のあたり」の「町屋」の指出提出に際し、松梅院と目代・竹内門

跡とで以下のような争いがくりひろげられている点も注目される。²³⁾

五日、尾清左^(尾池定安)観音寺へ御出也、就其北野経堂のあたり目代存と申家立之地子、松梅院より御ふち^(扶持)二目代二被^(相模地)下候へと尾清左メ佗言仕候へ共、松梅院か^(合點)つてん不仕候、松梅院より替地二入被^(兼)取申候也、然者竹内門跡より被^(兼)仰分候へ共、少も竹内殿御存之所にて無^(兼)之候間、進申間敷由申候て少も不^(兼)進候、西京馬場通・大将^(車)のあたり、ことく松梅院地にて候間則申付、家共ことく立させ申候、則^(けん地)・帳も有^(留)之、さし出之とめも在^(留)之、(後略)

すなわち目代が指出の提出先となっていた尾池定安(所司代下代)に対し、「経堂のあたり」に新たに建てられた家の地子を取得したいと要請したところ、松梅院は承諾せず、門跡からの申し入れにも応じなかったという。そして松梅院は、この「家立之地子」に相当する替地を取得したのである。また西京馬場通・大将軍付近はすべて松梅院の支配する地であり、松梅院の命により家が建てられた、とある。この後に続く記事によれば、すでにこれ以前、門跡が「西京通」の家三軒分の替地を得ようとしたため、松梅院と問答となる一幕があった。その際松梅院は「西京通」が自らの知行地であることを門跡に主張し、認めさせるとともに、検地を要請して替地を取得したという。そして翌日条によれば、「西京馬場通知行屋地子高」は「五十六石余」に及んだという。²⁴⁾

このように「家立」が豊臣政権の了承のもとで促進される一方、政権側はまた北野社境内に住民規制をしくことを忘れなかった。すなわち『北野社家日記』天正十九年八月十一日条に、「村播^(村井播磨守長勝)・成法院^(盛方)・森村^(忠兵衛)、禅永所へ夜中ニ御出也、宮木殿^(忠兵衛)・宗兵殿^(忠兵衛)より村播迄御ことつて二て屋敷共二ほう公人家立申事きんせいの由、たしかに御申候」、「禅永より宮木殿^(忠兵衛)・宗兵衛殿^(忠兵衛)へ人を被^(兼)遣候、町のほう公人家いよくかたく被^(兼)仰付候て給候へと御申候て人を被^(兼)遣候」とみえ、武家奉公人が北野社

「町」内において「家立」を行うことを禁じている。すでに天正十六年(二五八八)に冷泉町で武家奉公人への家屋敷売買が禁じられているのははじめ、近世京都の町では幕府の法度を遵守するかたちで武士への家屋敷譲渡が禁じられていた。こうした禁制は町における身分・職業規制としての意義を持ったといひ、北野社領においても町人身分と武士身分の混在を避けるため、右のような禁制がしかれたものと考えられる。

以上のような検地の過程を整理してみると、以下のようになろう。

① 天正十三年から十九年にかけて行われた豊臣政権による検地の結果、「北野」・「西京」における北野社の屋地子徴収権は否定された。

② その一方、替地が設定されたために、領内の宅地化が促進された。ただしその際、武家奉公人が家を建てて居住することは禁止された。

ここで注意されるのは、これらの過程において、豊臣政権が特に竹内門跡ではなく松梅院に権限を集中させていった点である。そのことは、これまでふれてきた「新町」や「家立」の地子が、松梅院に付与されている点からうかがうことができる。加えて天正十九年六月、前田玄以が松梅院に対し、「とかく北野ハ松梅院次第」であると述べ、人足役の賦課や「西京出口之地子」の知行等を松梅院に許可している点などからも明らかである。²⁷⁾

そもそも豊臣政権と北野社とは、天正十五年(二五八七)の「北野大茶湯」の開催や、天正十六年(二五八八)・十八年の病氣平癒祈願にもなう寄進などを通じ、密接な関係にあった。²⁸⁾ 加えて当該期『北野社家日記』の記主禅昌の「シウト」は、京都所司代前田玄以の「下奉行」・北野社「取次」村井長勝であった。²⁹⁾ さらに禅昌の父禅興は娘を豊臣秀次の妾としており、その子が秀次切腹後に処刑されたのを契機として、松梅院は文禄四年(二五九五)〜慶長三年(二五九八)八月まで「牢籠」する事態となっている。³¹⁾

したがって、検地における豊臣政権の松梅院優遇策は、このような姻戚関係に基づく松梅院と秀吉政権との深いかかわりを基盤として展開されたものとみることができるとして、また、豊臣政権が、「洛中」の「町」の場合のように直接町人を掌握するに至らないまでも、松梅院を通じ、一元的に北野社とその社領を掌握しうるしくみを形成したことをも意味するといえよう。

第二章 「町」の成立と北野社

第一節 「町」の成立

前章においては、豊臣政権による検地の展開過程をみたが、本章では特に検地前後における北野社「境内」の「町」と支配権力との関係をみることによって、検地がもたらしたものの意味について考えてみたいと思ふ。ここでいう「境内」とは、中世より「北野」或いは「北野境内」と表記され、北野社本殿を中心として南東に広がる空間をさしている。近世の享保二年（一七一七）成立の『京都御役所向大概覚書』所載「洛中洛外神社祭禮之事」の「北野天満宮社」の項には、

東西凡四町半 東ハ七本松通
西ハ御土居限

氏子境内

南北凡七町半 南ハ大将軍村際
北ハ神明町限

とみえ、おおよその範囲を特定することができる。

このような「北野」が、「西京」よりも家屋の多く存在する地であったことは、戦国期北野社領の闕所検断及び家屋売買の事例が「北野」に集中していることからうかがうことができる。その数は、『目代日記』明応三年（一四九四）九月二〇日条に、「一、い（飯尾筑前守種貞）のふちくせんかミとのヨ

り北野内悉々むね数をしるされ候、松梅るんヨリ成孝、又政所承仕たい二目代罷出候、悉々むねをしるし候也、むね数二百五十九あり」とあるように、戦国期には二百五十九軒を数えた。江戸初期の『洛中絵図』が描く「西京」に畠地の多いことなどをもふまえるならば、「西京」が江戸期においても農村的景観の残る場であったのに対し、「北野」は早くから家屋の密集する都市的景観を帯びていたといえよう。

また「北野」においては、すでに十五世紀の段階で「町」の代表者である「町々老」が存在し、町内における治安維持の責任を担っていたことなどが先行研究において指摘されている。すなわち戦国期の「北野」においては、「境内」での博奕禁止にあたり、地下人同士で黙認した場合には「町々老」に罪科がかけられることとなっていた。また室町幕府から北野社境内に対し禁令が下される場合には、「北野内地下人をとな」が北野社より召し寄せられ、通達を受けている。

さらに犯罪が発生した場合には、「町」からの注進が義務付けられていた。延徳三年（一四九二）六月、「かい川（紙屋川）」の町人が等持院領の瓜を盗んだとして等持院から訴えられた際、竹内門跡・松梅院ともに、盗人について町からの注進がないのを訝しがり、目代・公文承仕を通じ町に問い合わせている。そしてその際目代に呼び出されたのは、「かい川のおとなこうやのさへもん五郎」であり、「さへもん五郎」は、「しかとぬす人の事をハちやう（町）にもしらす候よし」返答した。その後目代らが盗人の家を検封しようとしたところ、「さへもん五郎」は、盗人の主人である小島七郎衛門の了解を得ていないとして、家を自分に預けるよう申し出て、松梅院の了解を得て実際に家を預けられている。結局この一軒は北野社と等持院との間で和解が成立し落着いたもようであるが、闕所検断の場における「老」を中心とした町の役割と、その裏側に町の自治の存在したことがうかがわれる事例として注目される。

このように十五世紀以降の「北野」においては、「老」を中心とした「町」組織がたしかに存在し、北野社は「老」を通じ町の統制をはかっていたといえる。ただし闕所や家屋売買における住宅地点表示をみると、そのほとんどが、「今少路」・「南少路」など、町名ではなく通り名であらわされていることに気づく。したがって戦国期段階における北野境内の「町」とは、通りをはさんだ「両側町」であったとみられるが、個別町名を明確に帯びていたのかどうか定かでない。少なくとも領主北野社は、特定の区域に個別に町名を付して町人を把握・支配する体制をとっていないことは確かであろう。

そうした意味で、「〓町」という形で明確に各町の名が現れるもっとも早い例が、管見の限り、実は検地の実施された天正十九年（一五九二）のことである点は注目される。すなわち『北野社家日記』九月六日条に、「六日、天気快晴、尾清左へさし出帳共遣、（中略）今日清左ミふ御越二て持遣也、馬くう町も松梅院よりさし出させ申候也」とみえる、「馬喰町」の事例が最も早い例であると思われる。このように町名が検地の指出に関連する記事の中に見出されはじめることと、このうち慶長年間に至ってようやく北野社関係史料に本格的に「町」名が現れるはじめることを考え合わせるならば、検地を契機として、中世来の「町」共同体を基礎とした「町」組織の整備・把握が、豊臣政権及び北野社によってすすめられたものと捉えることができるのではなからうか。

そこで慶長年間以降の『北野社家日記』をみていくと、今小路町・柳町・神明町・眞盛町・紙屋川町・毘沙門町・馬喰町を、「在所」或いは「北野惣中」とよぶ例が多くみられる。したがってこれらの町が、基本的に「北野境内」を構成する「町」であったと考えられる（図1参照）。そしてこれら各町の統轄者として、「年寄」二名が存在した。例えば『北野社家日記』慶長六年（一六〇二）六月十日条には、次のようにみえる。

秀吉の京都改造と北野社



図1 北野境内 宮内庁書陵部編：寛永十四年（1637）『洛中絵図』（宮内庁書陵部蔵）より

一、柳町勘四郎今度宮仕にやとハレ、臺所人に参候、喧嘩ノ時ハにけ申由申、当坊披官ニ罷成候由申間、松田勝右衛門尉二申、上意得たすけ申、勝右衛門尉右兩人使そへ柳町年寄二人そハリ勘四郎つれて礼二来、則当坊相候て様牀申渡、忝由申、今夕立、

宮仕により「臺所人」として雇われていた柳町の勘四郎なる人物が、松梅院の被官になることを希望した。その背景には、この年四月、北野社妙藏院が宮仕に襲撃・殺害されるという事件があり、勘四郎もまた襲撃した一味の一人であった。その後五月に宮仕四人が斬首となった際、勘四郎は被官になるので助けてほしいと松梅院に懇願しており、右の史

料で松梅院が京都所司代松田政行と交渉しているのもこうした動きを受けてのことである。結果勘四郎は助かるところとなり、その礼に松田の使者と本人、そして「柳町年寄二人」が松梅院のもとへ訪れたというのがこの顛末である。

ここで「町人」の検断事項にかかわって「年寄」が登場していることは、「境内」の治安維持と深く関わっていた戦国期の「老」の役割に共通するものとして注目される。慶長四年（一五九九）、北野境内にある西芳寺に入った「すり」を町で捕らえた際にも、「町ノ年寄」が松梅院被官・目代とともに京都所司代下代の葛西長弘のもとを訪れており、やはり「年寄」は「老」の系譜を引くものとみることができよう。この他、次節でみるように近世期に入って領主北野社から「境内人足役」が各町に賦課される際にも、「年寄」を通じて徴発されている。また年始にあたっては、「一、心西町中（原稿）古礼二年寄来、三十疋持来」・「一、地家町之年寄共礼二来、三十疋持来」とあるように、「町」を代表して「年寄」が松梅院のもとを訪れた。

第二節 松梅院の「町」支配

以上のような「老」そして「年寄」を統括者におく「町」共同体のあり方をみた上で改めて考えてみたいのは、北野社と「町」との関係である。まず検地以前、すなわち戦国期までの町と北野社との関係をみてみると、北野社が具体的にどのよう^④に町支配にのぞんでいたのか明らかとなる局面はそれほど多くない。前稿をふまえて述べるならば、主として北野社は町の住人に対する屋地子徴収と闕所検断権を通じ、領主権を行使していたものと考えられる。また境内における家売買に際しては、町人による家屋処分権を一定程度認めつつも、売買を通じ家屋が境外へ流出

していくことを厳しく規制し、社領内の移動で完結する売買のみを認めていた。

しかし北野社領における闕所検断権行使の事例は、永祿年間以降ほとんどみられなくなり、山城国検地が開始されたのと同じ天正十三年（一五八五）に、秀吉により京都所司代が確立されると、寺社の検断権も制約されるようになっていく。その後所司代機能が分割されたのち徳川政権期に入ると、領内犯科人の家を破却・沽却するという中世来の闕所検断のあり方はほとんどみられなくなる。そして犯罪が発生した際には、町から北野社への報告が義務付けられながらも、北野社と町との双方が所司代に届け出て、所司代及び家康の指示を仰ぎ犯科人を処罰する方式がとられるようになった。

このような領主検断権の消失は、検地にともなう地子免許に起因するものと考えられる。すなわち前章でもふれたとおり、天正十七年（一五八九）検地ののち、北野社境内は秀吉の朱印状により地子免許の地となり、北野社の屋地子徴収権は否定されるに至った。これは境内に住む家持の町屋敷所有を保証する意味を持ち、したがって北野社の町屋敷に対する支配は否定され、町にとつて北野社はもはやかつてのような「領主」とはいえない存在となったものと考えられる。そしてこうした天正十七年段階の、北野社境内における地子免許政策の展開は、著名な天正十九年（一五九二）九月の洛中地子免許に先行する動きとみることもできよう。すなわち天正十九年洛中地子免許は、禁裏と統一政権の賦課する町人足役の負担者を析出し、「町人」身分の確定を意味するものであった。ここで地子免許と町人足役賦課との関係を、北野社境内の場合においてみるならば、慶長四年（一五九九）の頃から「境内人足役」に関する史料が頻繁にみられるようになる。したがって、やはり両者は密接なものであったと考えられる。ただし人足役を賦課したものが、禁裏・統一

政権でなく、北野社松梅院であった点が洛中の場合と異なっている。その内容は主として境内の普請であり、普請にともない縄や馬の供出が求められることもあった。慶長四年三月の法華堂造営に際しては、「大津ヨリ法華堂ノうハふきさわら来、今日取よセ申、今少路・紙屋川人足・馬遣也」とあるように、今小路町・紙屋川町が人夫・馬を負担している。また『北野社家日記』慶長五年（一六〇〇）七月二十三日条には、次のようにみえる。

- 一、北野在所中不_レ残人足申付、当社西ノ方つゝミ、_繪繪藏ノ南ノ垣
已下悉申付、ほりきり・垣いかにもよく仕候、則小島奉行二出、
目代も出候へと申付、其子細ハ社中廻枝葉きり候故也、
一、北野人足一人も竹内門跡ハ御使無_レ之候、其外目代など申事聞
候ハ、曲事と申付也、

北野社西方の堤と輪藏の南の垣の普請に際し、「北野在所中」に人足役が賦課されたことを伝える史料である。ここから普請に際し、「縄」が各家から徴発されたこと、また北野社において人足役賦課の権限を持っているのは松梅院であったことなどがうかがえる。

戦国期の境内における闕所検断に際し、松梅院のみならず門跡からも公人（目代）が派遣され、門跡と松梅院とで得分を折半していたことから明らかのように、これ以前の境内支配は松梅院と門跡双方で行うことになっていた^⑤。また社殿造営についても、別に造営奉行職が存在し、その相伝は必ずしも松梅院の独占とはならなかった^⑥。したがってここにみられるように、門跡による人足役賦課を排除する形で松梅院が人足役を賦課しているのは、検地における地子取得権限の掌握とあわせ、松梅院の権限集中を示すものとして注目される。そしてこうした松梅院による人足役賦課を保障したのは、豊臣政権であった。すなわち同じく『北

野社家日記』慶長五年五月十八日条には、

- 一、今日德_{前田玄以}善院殿へ北野境内夫役從_前、免除之上者、当坊二相つかひ申候へとの御折昏被_下候様ニと申候へ者、則被_下、北野境内人足松梅院末代使申候也、御折昏ノ安文則寫置也、北野境内夫役、從_前、其沙汰不_レ及之旨承届、從_前、先年令_レ免除畢、とみえ、このとき、公儀からの境内夫役が免除されるかわりに松梅院が人足を用いてもよいとの所司代前田玄以の折紙が発給されたこと、それが「前々」からの夫役免除に対応したものであったことが示されている。そしてこの数日後の日記に、「境内町並不_レ残当坊人足二出候へと德善院_右の折昏ミセ申、年寄共畏由申」とみられるように、折紙の内容は各町の年寄を通じ町へと通達された。

このように公儀より人足役賦課の権限を与えられていた松梅院は、社殿とその周辺の普請の際に人足役を賦課するばかりでなく、自坊の掃除や餅つき等に際しても人足役を賦課している^⑦。そして境内で殺人のあった際に、所司代被官の「奉行衆」らをして「当坊_左所之御地頭ハ奉行之事候間、在所・宮仕何もふしん_{不審}成者候ハ、当坊様迄先申上候へと御ふれ候へ」と言わしめているように、境内の治安維持を統轄するのめまた松梅院の役目であった。

こうした松梅院への権限集中は、当然のことながら竹内門跡との確執を招くこととなり、このうち慶長九年（一六〇四）には、近衛信尹・八条宮智仁親王らが両者の調停に乗り出す事態となっている^⑧。しかし松梅院は、「從_前昔北野境内ハ神事奉行申付来候、（中略）境内町屋悉人足等地子免除、何も從_前往古_一松梅院存知来数通御朱印・折有_レ之、社頭造_榮・社中諸法以下悉神事奉行從_前往古_一松梅院申付来證文有_レ之、（中略）新義二境内御存知有度との儀ハ、中々同心不_レ仕候」と述べ、「中なをし」に_應じなかつた^⑨。その後慶長十二年（一六〇七）に、所司代板倉勝重と

片桐且元の仲裁により漸く両者の間で和解が成立し、松梅院が九年間欠いていた竹内門跡への「年頭之御礼」を行うかわりに、松梅院による「北野境内惣町屋人足」・「二條路^下松原、其外当坊堀向ノ土居松原」の知行、造営奉行の相続と「古宮・古道具・遷宮」の支配が改めて確認されている。

しかし境内支配や造営奉行の相伝等が、「從^二往古」松梅院に独占されてきたわけではなかったことは、先述したとおりである。したがって、豊臣政権について徳川政権もまた、松梅院に諸権限を集中させることにより、松梅院を通じた北野社及び北野社境内の一元的掌握をはかったとみることができよう。そしてその際松梅院の権限の抛り所となったものとは、近世松梅院の保持した「神殿大預職」・「神事奉行職」・「公文職」のうちでも、特に「神事奉行職」であり、「神事奉行」松梅院がいれば政権からの委任によって人夫役を賦課する状況にあった。

第三章 「町」の展開

第一節 人足役の展開

これまでみたように、北野社境内は、豊臣政権のもとで地子免除が果たされた一方、松梅院の人足役賦課が認定されることにより、旧領主による人格的支配を残存させたまま近世を迎えることとなった。これは地子免除によって領主支配が否定され、「町」の自治を前提としつつ公儀より「町人足役」を賦課された洛中の町のあり方と大きく異なっている。そこで最後に、このような旧領主による支配の残存した近世初期の北野社境内において、具体的に町と旧領主とがどのような関係にあり、町の自治はどのような展開をみせていたのか、という点について検討してみ

ることにしたい。

まず注目したいのは、公儀と町、或いは北野社と町の関係がうがわせる、『北野社家日記』慶長七年（一六〇二）十一月二十九日条の次のような記事である。

一、当坊内府様^{徳川家康}二條ノ御屋敷松・植^{十本}・とて当郷人足御やとい也、即申付出、目代請取而来、申付候ハんと申、当郷人足申ハ、昔ヨリ目代など竹門からとて当郷ノ人足ふれ申たるためし有間敷候、中々返答も不^レ申候由当郷ノ者共申、松梅院^被仰付^候ハ、可^レ罷出^候由申間、則松田勝右又板倉四郎右衛門尉殿^も申候て、当坊例申付、公家などへ御やとい候事、只今はしめて候、已来御免除可^レ在之由にて候間、此度者書物共候へ共、出申由申渡、又此後御屋敷かべ下地つき候へとて人足御さし候へ共、当坊御奉行衆へ書物共懸^二御目^一御免候也、松勝右ハ御腹立候へ共、四郎右衛門尉殿へ理申、相濟申候也、則在所柳町・神明町・紙屋川町・ひしやもん町、此町共当坊へ礼二来、当坊様ノいづれも御被官にて候間、当坊ノ御用の外二ハ、与所^餘へはしたかひ申ましき由申、各忝由申、当坊へおけ樽二ツ・もち二重・大鯛二まい持来、それを当坊廣間にてたへ候て歸申候、目代はちをかき、其上昔^古なき例申間、曲事と申出、徳善院^{前田支以}折昏も二通迄有、

はじめに徳川家康が造営中の二条城に松を植えるため、「当郷」の人足を雇うとの命令書を出したこと、それを北野社目代が受け取って「当郷」へ命じたが、「当郷ノ者」たちは目代・竹内門跡から人足賦課に関する命令を受けたことはないとして、松梅院に訴え出たことがわかる。ここでいう「当郷」とはすなわち、後半部にみえる「在所」の「柳町・神明町・紙屋川町・ひしやもん町」の各町であると考えられる。こうし

た町からの申し出を受け、松梅院は、所司代松田政行・板倉勝重に事情を説明した。その結果、公家等が北野社境内より人足を雇う例は初めてであり、人足役賦課を松梅院に認めた「書物」も存在するが、人足雇用に応じることに落ち着いたようである。しかしながらこの後再度人足の催促があったため、松梅院は所司代に「書物」を見せ免除されたという。そしてこのような松梅院の対処に「在所」の町人たちは感謝し、自分たちを松梅院の「御被官」であると述べ、酒や餅・大鯛を届けるとともに、松梅院の坊の広間で松梅院とともにこれらを食している。

この事例からまず、徳川政権初期においても、政権側の対応に多少の混乱はみられるにせよ、基本的に北野社境内の町に人足役を賦課し得るのは、公儀でも門跡でもなく松梅院であったことを改めて確認することができる。そして公儀による人足役賦課を回避するにあたり、町が松梅院を頼んでいること、かつ松梅院の「御被官」であると称し礼物を捧げていることは、松梅院の町に対する人格的支配の継続を意味しているようにも見受けられる。

しかしその後の展開をみていくと、次第に町の結束が強まる中で、松梅院の「町」支配もおぼつかなくなっていく。すなわち『北野社家日記』元和五年（一六一九）二月二日条によると、松梅院が境内人足十人を徴発しようとしたものの、町が応じないという事態が発生していることがわかる。日記によればこの前年に、所司代板倉勝重より「御朱印之こと」松梅院が人足を召し使うよう指示があったといい、松梅院は前年の人足数の書立を町から提出させている。それにもかかわらず人足役に応じないことを訝しがった松梅院からの問い合わせに対し、今小路町は、「神用之義^儀ノ人足、又ハ当坊 御朱印にて召つかい候と申候とも、当坊はからひにてハ召つかハれ間敷由かたく返答^答」している。そこで松梅院は所司代板倉の支援を仰ぎ、板倉から「町中ノ年寄共召寄、即籠

者^{舎、下同シ}七候ハんかいカ、」との提案を引き出ししている。その結果、今小路町や紙屋川町・福部町をはじめとする各町の年寄七人が「籠者」に引き立てられるとともに、その家が打ち毀された。^⑦

このように町人たちはたとえ松梅院の命令であっても人足役賦課を拒否しているのであり、賦課をするのが公儀であれ松梅院であれ、人足役回避を強く望んでいた様子^⑧がうかがえる。そして回避活動の中心となつたのは、各町の年寄であった。したがって先にみた慶長七年の事例において、町人たちが自らを松梅院「御被官」と述べているのも、公儀と松梅院との両者から人足役を賦課される事態を町人たちが回避するため発せられた可能性が高い。そして人足役を賦課する松梅院もまた、あくまで徳川政権の「御朱印」を根拠に権限を行使せざるをえず、行使し得ない場合には所司代による懲罰を必要としたのである。したがって近世初期における松梅院の「町」支配の内実は、中世の領主支配のありようと比べると、やはり非常に限定的かつ不安定なものであったといえよう。

第二節 「町」と「町」

ところで先にみた元和五年の人足役をめぐる「町」と松梅院との攻防をみる上で注意されるのは、松梅院が、町人の逮捕に向かう雑色と松梅院被官に対し、「今小路ノ年寄今度ノザイフリニ候故、惣左衛門何^不残召出候へと申付候」との対応をみせている点である。すなわち松梅院は、境内各町の「年寄」による人足役拒否のさらに中核に「今小路ノ年寄」がいるとみなしていた。先に松梅院からの問い合わせに今小路町が返答していたのも、こうした事情を背景にしてのものと考えられる。そしてこのことを町の側から捉えるならば、北野境内の各町は、今小路

年寄を中心として結束していた、とみる事ができよう。

このような境内における今小路年寄の役割の重要性は、そもそも松梅院と境内各町との連絡において、松梅院↓今小路年寄↓各町年寄というルートが存在していたことを背景にしている可能性が高い。例えば元和三年（一六一七）十二月に「境内人足」が賦課された際、松梅院は細かな指示を「今小路ノ年寄」へ申し付けている。^⑥このとき人数が指示通りでなく不足していると怒る松梅院に対し、今小路年寄は、「御意尤と存、今度御奉行様^⑦急度被^⑧仰付^⑨候而初而^⑩シ^⑪故、一町^⑫一人つ、今日者先出し申候、何ノ町^⑬無沙汰申そ相尋急度可^⑭申候間、能様ニ申候へ」と返答している。^⑮すなわち今小路年寄は、境内各町を代表して松梅院から人足役賦課の連絡を受けるとともに、境内各町の人足役負担者の数の調整や「無沙汰」に対する注意を行うなど、各町を統轄する地位にあった。

実はこうした今小路町年寄の卓越性は、中世からみられるものであった可能性が高い。すなわち天正十二年（一五八四）の『目代日記』には、「上さまへ御礼ニ参歸りの砌、西田右近と今小路月行事茶屋彦五郎と兩人被^⑯参、右子細者経堂まへにこつしき一人今ノ間ニはて候間、経堂の坊に先取と申候間、其分心得候へ由被^⑰申候」とみえ、「今小路」に「月行事」の存在したことが知られる。右の史料において「今小路月行事」茶屋彦五郎は、北野経王堂前の乞食の死体の処理について松梅院被官西田右近とともに目代を訪ねる存在として現れているが、「月行事」の登場する史料は一、二点に限られ、^⑱具体的にどのような職務を担っているのか不明である。しかし今小路町以外の町に「月行事」が存在した形跡のみられない点をふまえるならば、「今小路月行事」とは北野社境内各町を統轄する職務にあり、それが近世の「今小路年寄」へと引き継がれていった可能性が考えられるのではなからうか。^⑲

このような今小路町年寄の統轄のもとでの町の結束、という状況をみると、次に注意されるのは、境内各町の町同士の関係である。

一、柳町^⑳か様ニ目安指上候、

謹而言上、

老松町ニテ歸齋様御家御買被^㉑成候、未十分一不被^㉒下候、小畠七右衛門殿へ御ふりつけ候へ共、^㉓出無^㉔之候、家を御かひ候処^㉕請取申候かねて候間、歸齋様より被^㉖下候様ニ御申候て可^㉗被^㉘下候、町はしまり^㉙取来申候間、偏ニ奉^㉚頼存^㉛候、徳勝院様ノ御上様・御ふくろ様御かひ候おりも十分一御ふるまい被^㉜成候、有来候間、能様ニ奉^㉝頼候存^㉞候、以上、

元和三年十二月十日

徳重^㉟在判

總兵衛

清雲

宗雲

源介

和右衛門

与三右衛門

源三郎

一運

喜兵衛

新右衛門

松梅院様御奉行所

如^㊱此二候、即裏判仕遣候、北野境内かやうニ当院^㊲申来也、あら^㊳如^㊴此候、

右の史料は、老松町の家を「歸齋」なる人物が買得したものの、老松町に対し家代の十分の一を納めなかったため、町人より松梅院からも「歸齋」に支払いを働きかけてほしいと要請している文書である。近世の京都の町々が一般に、家屋敷の売買にあたり分一銀を納めさせていたのと同様に、^㊵北野境内の町においても同様の慣行が存在していたことが

知られる。ここで注意されるのは、日記の一つ書から、この件につき松梅院に「目安」をささげ要請したのが「老松町」ではなく「柳町」であった点である。すなわち「柳町」は「老松町」で生じた問題を松梅院に取り次ぐ位置にあったと考えられる。

同様の点は、町と「茶屋」との関係においても認めることができる。よく知られるように、近世になると北野境内には「七軒茶屋」が形成され、上七軒遊郭へと発展していく。門前遊郭の成立・展開についての本格的検討は、今後の課題とせざるをえないが、「七軒茶屋」について、『北野社家日記』慶長九年（一六〇四）十二月二十七日条に、「廿七日、当坊もちつき、今少路・紙屋川・柳町・眞西町・神明町・七間町、是ハ此町より人足三人ツ、さし、つかセ申候物也、珍重ミ」とあるのは注目される。ここから「七軒茶屋」によつて形成されたとおほしき「七軒町」もまた、先の「老松町」と同様に「柳町」の傘下にあったとみられるからである。そしてこの「七軒茶屋」にも「年寄」の置かれていたことが、次に示す『北野社家日記』元和四年（一六一八）十二月十日条の記事からうかがえる。

一、七間之茶屋、宗久・与左衛門・同新次郎・孫四郎・五郎兵衛・源七・甚太夫、此者共参申ハ、目代切々参、地子出候へと申掛候処、尤太閤様御代より御免二被_レ仰付_レ候ニ、今又か様ノわたくし成儀掛申候処、急度被_レ仰付_レ被_レ下候へと申来候間、何も心へたると申返ス、使蔵丞、

右の史料にみえる与左衛門は、別の記事において「茶屋年寄」ともよばれていたことが確認される。したがつて「七軒茶屋」は、近世初期においては「七軒町」とよばれており、「七軒町」はまた「茶屋年寄」を中心に茶屋のみで「町」を形成している点で、他の境内各町とは異なる性格を帯びていたものと考えられる。

秀吉の京都改造と北野社

さらに右の史料によるならば、「七軒茶屋」もまた「太閤様御代より」地子免除であった。同日条によれば、茶屋からの地子取得を要請するため松梅院のもとを訪れた目代は、「北野七軒茶屋徒_レ昔あふりもちを十つ目代取来申_レ近年無沙汰申所、其上今者茶屋家_レたて居申候間、地子_レ被_レ仰付_レ被_レ下候へ」（傍線は筆者）と述べている。すなわち目代は、屋台状のものであった茶屋が、いつしか店舗を兼ね備えた住居となつたのを受け、従来からの炙り餅取得権を理由に地子取得を望んだのである。実際、天正十七年（一五八九）の『北野社家日記』より、同年四月、前田玄以の命令で「五間茶屋」が「居茶屋」となつて松梅院に地子取得権が与えられていることを確認することができる。おそらくこの「五間茶屋」は「七軒茶屋」の前身であり、いったんは松梅院の地子取得が認められたものの、秀吉による境内永代地子免許を受け地子免除となり、「七軒茶屋」へと発展したのではなからうか。そうであるとすれば、「七軒茶屋」にはじまる門前遊郭の形成においてもまた、秀吉の検地が大きな影響を与えていたとみることができよう。

以上のように、近世初期の北野社境内は、今小路町の年寄を中心に各町の結末がはかれるとともに、町同士の関係も、重層的構造にあつた様子^⑧がうかがわれる。さらに茶屋によつて形成された町には、「町年寄」とは別に「茶屋年寄」がおかれていた。近世における北野社境内の町の構造と展開についての本格的検討は、今後の課題とせざるを得ないが、北野社境内における個別町の出現、及び今小路町年寄を頂点におく重層的構造のひとつの基点が、秀吉の検地であつたことを確認し、章を終えたいと思う。

おわりに

本稿においては、秀吉の京都改造のありようを、特に北野社領における検地の展開過程に注目しながら検討した。その結果、北野社が検地によって替地を獲得する一方、地子取得権を失ったため、領主として境内支配を行えなくなったこと、ただし神事奉行松梅院に、境内各町に対する人足役賦課の権限が認められたこと、そうした松梅院の権限及び知行地は、徳川政権下においても引き継がれたこと、等の点が明らかとなった。また北野境内において個別町の存在が明確に確認されるのは、検地以降のことであること、それら各町には町ごとに二人の「年寄」が存在し、その頂点に今小路町年寄が存在したこと、神事奉行松梅院との関係において、それら各町が重層的な構造にあったこと、を確認することができた。このうち人足役の賦課が公儀ではなく松梅院により行われている点は、旧来から洛中にあつた町と異なる点である。また町における家屋敷の売買規制の存在が明確となるのが元和三年（一六一七）のことであるのも、すでに天正十三年（一五八五）の段階で、上京冷泉町が家屋敷の売買にまつわる町掟を作成していることをみたとき、やや遅れた町の自治の達成とみることもできよう。

しかしながら、戦国期の「北野」が、上京・下京から成る「京都」と明確に区別された寺社領として、領主北野社の統轄のもとで家売買を行い、その売却範囲をも限定される地であつたことを思い起こすならば、^⑤ 検地を通じて北野社の境内領主権が否定されたことはやはり大きな変化であるといえよう。すなわち北野境内は、土居堀形成による空間上の洛中化とあいまって、検地を通じ、地子免許に基づく豊臣政権の一次的支配の貫徹する地となつたのである。そして近世初期における、家売買に象徴される町の自治の達成もまた、北野境内各町が、洛中の町へと均質化していく過程を示すものとみることができよう。したがって、秀吉の京都改造、すなわち京都の近世都市化が武家の一元的支配の達成であつ

たとする従来の見解は、^⑥ 北野社領の洛中化の過程をみる上でも、有効な指標となるように思われる。

注

- ① 脇田晴子『日本中世都市論』第一章「都市の成立と住民構成」（東京大学出版会）、小野晃嗣「京都の近世都市化」（『近世城下町の研究』増補版、法政大学出版局、一九九三年）等に拠る。
- ② 秀吉の京都改造の展開過程については、すでに日本史研究会編『豊臣秀吉と京都―聚楽第・御土居と伏見城』（文理閣、二〇〇一年）の各論考が、詳しく分析している。
- ③ 土居堀形成が北野社領にもたらした影響については、特に「西京」を中心に、別稿で検討する予定である。
- ④ 拙稿「戦国期北野社の闕所」（勝俣鎮夫編『寺院・検断―徳政―戦国時代の寺院史料を読む』山川出版社、二〇〇四年）及び「神人」（身分的周縁と近世社会第6巻・吉田伸之編『寺社をささえる人びと』吉川弘文館、二〇〇七年）。
- ⑤ このうち②については、さらに二条通を境として、「上下保」（七保）と「二三条保」とに分かれるが、戦国期に後者は不知行化していた（拙稿「戦国期北野社の闕所」（注④）参照）。
- ⑥ 『京都御役所向大概覚書』下所載「洛中洛外神社祭禮之事」の「北野天満宮社」の項（同書、二五頁）による。また②の「西京」についても、同覚書・上の「洛中町数并京境西陣西京之事」の項に、「一、西京 東八七本松通を限、西八妙心寺海道御土居限、南八下立賣より壹町下限、北八仁和寺通限」とみえる（同書、二八頁）。いずれも秀吉による土居堀形成後に確定された社領であるため、中世段階よりも狭い範囲であるが、同覚書「洛中洛外神社祭禮之事」が示す北野祭の「還幸」路に「木辻村」がみえることから、中世段階における西の境を木辻通辺と考えた。
- ⑦ 例えば鎌田道隆『近世京都の都市と民衆』（思文閣出版、二〇〇〇年）第一章「戦国期における市民的自治について」では、戦国期の上京・下京に「町」という集団が存在した「事例として、長享三年（一四八九）の北野社境内博奕禁止における「町々の老」の役割が取り上げられている

- (一〇頁)。
- ⑧ 仁木宏氏が、『空間・公・共同体―中世都市から近世都市へ―』(青木書店、一九九七年)において、「従来の研究では、一四・一五世紀の京都における町人の自治や町結合を説明する際、洛中の町々と洛外の寺社門前(北野社・東寺など)の事例を混用してきた。だが、こうした方法はそれぞれの地域の歴史的条件を無視するものであり、町共同体形成の時期や契機については別個に検討する必要がある」(六〇頁)と述べている。
- ⑨ 秋澤繁「太閤検地」(『岩波講座 日本通史』一一、一九九三年)。
- ⑩ 下村信博「公家・寺社領と天正十三年検地」(本多隆成編『戦国・織豊期の権力と社会』吉川弘文館、一九九九年)、同「天正十三年山城国検地と検地帳」(『織豊期研究』第三号、二〇〇一年)、脇田修『近世封建制成立史論 織豊政権の分析Ⅱ』第一章高制の成立と特質(東京大学出版会、一九七七年)、須磨千穎「山城上賀茂の天正検地」(『中世の窓』吉川弘文館、一九七七年)、伊藤宗裕「中世・近世東寺領の連続と非連続―新出の検地帳を素材に―」(『京都市歴史資料館紀要』一三、一九九六年)等。
- ⑪ 『目代日記』四五六頁〜四六六頁。
- ⑫ この下地選定をめぐる北野社と妙心寺との紛争については、すでに下村信博氏が「天正十三年山城国検地と検地帳」(注⑩参照)にてふれられている。
- ⑬ 注⑪参照。
- ⑭ 『北野社家日記』第四卷、二五一頁、天正十七年十月二十日条。
- ⑮ 『北野社家日記』第四卷、二五七頁、天正十七年十二月五日条。
- ⑯ 『北野天満宮史料 古文書』(以下、『古文書』とする)一五七〜一五八頁、一四一号、豊臣秀吉朱印知行目録。
- ⑰ 『古文書』二三一〜二三二頁、二一八号、元和元年七月二十七日付徳川家康黒印領知目録、同・二三四〜二三五頁、二二二号、元和三年七月二十一日付徳川秀忠朱印社領目録。
- ⑱ 『古文書』一六二頁、一四五号、文禄元年十二月十三日付前田玄以判物(折紙)。
- ⑲ 『北野社家日記』第四卷、二五二頁、天正十七年十月二十一日条。
- ⑳ 同右、天正十七年十月二十二日条。
- ㉑ 同右、二九七頁、天正十九年六月八日条。
- ㉒ 同右、三〇八頁、天正十九年九月二日・四日条。
- ㉓ 同右、三〇八〜三〇九頁、天正十九年九月五日条。
- ㉔ 同右、三〇九頁、天正十九年九月六日条。なおこうした一連の「新町」の形成・「家立」の展開が「替地」の取得につながるものであるという理解は、中世都市・流通史懇話会報告時における桜井英治氏の御指摘に学んだものである。
- ㉕ 京都冷泉町文書研究会編『京都冷泉町文書』(思文閣出版)第一卷―二(大福帳)、四〇頁。
- ㉖ 鎌田道隆「町の成立と町規則」(『近世京都の都市と民衆』第二篇第一章、思文閣出版、二〇〇〇年。初出は一九九六年)。
- ㉗ 『北野社家日記』第四卷、二九九〜三〇〇頁、天正十九年六月二十三日条。
- ㉘ 「北野大茶湯之記」(『続群書類従』第十九輯)、及び竹内秀雄『天満宮』(吉川弘文館、一九六八)参照。
- ㉙ 天正十六年(一五八八)には母の病氣回復祈願のため一万石を(『古文書』一五三頁、一三五号、(天正十六年)六月二十日付豊臣秀吉願文(折紙)、また天正十八年(一五九〇)には子の鶴松の病氣平癒祈願のため千石を寄進している(『北野社家日記』第四卷、二六八頁、十一月十八日条)。
- ㉚ 伊藤真昭『京都の寺社と豊臣政権』第二章「所司代の機構」(法蔵館、二〇〇三年)、及び『北野社家日記』慶長四年(一五九九)七月廿六日条。
- ㉛ 『北野社家日記』慶長九年(一六〇四)十二月廿五日条。文禄四年から慶長三年にかけての『北野社家日記』の記事が確認されないのも、こうした「牢籠」という事態の影響ではないかと思われる。なお天正十三年から慶長十六年までの『北野社家日記』の記主は禅昌であり、また検地実施期の松梅院は禅永である。
- ㉜ こうしたことが可能となったのは、すでにこれ以前より、足利將軍家

との結びつきを背景に松梅院が社領支配をとりしきっていた点も大きく作用している(拙稿注④参照)

- ③ 『京都御役所向大概覚書』下、二六頁。
- ③④ 拙稿「戦国期北野社の闕所」(注①)を参照。
- ③⑤ 宮内庁書陵部編『洛中絵図』(宮内庁書陵部、一九六九年)及び『洛中絵図―寛永後万治前―』(臨川書店、一九七九年)。
- ③⑥ 仁木宏氏、注⑧書、五九頁。
- ③⑦ 『北野社家日記』第一巻、長享三年二月十七日条。
- ③⑧ 『目代日記』紙背、六七頁、明応三年十月一日条。
- ③⑨ 『目代日記』紙背、六五六―六五七頁、延徳三年(一四九二)六月二十七日条。
- ④① 『目代日記』紙背、六五七―六六一頁、延徳三年(一四九二)六月二十七日・晦日条。
- ④② 拙稿「戦国期北野社の闕所」(注④参照)。
- ④③ 馬喰町の場所について、図1として示した寛永十四年(一六三七)『洛中絵図』(注③参照)より確定することはできないが、近世初期成立とされる「京都図屏風」(大塚隆編『慶長昭和京都地図集成』柏書房、一九九四年)より、「経堂」前の南北に位置する町であることを確認することができる。
- ④④ 『北野社家日記』第五巻、二七七頁、慶長五年七月十九日条、同・二九三頁、慶長五年九月二十二日条、同第六巻、一二七―一二八頁、慶長九年十二月二十五日条、同・二七二頁、元和四年十二月二日条、同・二八四―二八五頁、元和五年二月二日条等。なお「境内」を「在所」とよぶ例は、戦国期より見られ、永禄三年(一五六〇)に將軍足利義輝から「北野境内西京迄」の家数の指出が命じられた際の『目代日記』には、「北野境内」の家数が「在所家数」と表記されている(『目代日記』三〇七―三〇八頁、永禄三年二月二十日条)。
- ④⑤ 『北野社家日記』第六巻、四〇頁、慶長六年四月十八日条。この事件は、宮仕能椿・能森・能任・能氏らが、花見に出かける途中であった妙藏院を襲撃し、殺害したというものであり、すでに藤井讓治氏が、「徳川政権成立期の京都所司代」森杉夫先生退官記念会編『政治経済の史的研

究」(巖南堂書店、一九八三年)において、徳川政権の京都支配の問題とから検討されている。

- ④⑥ 『北野社家日記』第六巻、五五頁、慶長六年五月二十三日条。
- ④⑦ 松田政行が徳川政権初期、加藤正次・板倉勝重とともに所司代(「三奉行」)であったことは、伊藤真昭氏注③〇書、第五章「所司代の展開」において指摘されている。
- ④⑧ 『北野社家日記』第五巻、一四二頁、慶長四年七月二日条。
- ④⑨ 『北野社家日記』第六巻、一四頁、慶長六年正月十三日条。
- ④⑩ 拙稿「戦国期北野社の闕所」(注④参照)。
- ④⑪ 拙稿「戦国期北野社の闕所」(注④参照)、表1参照。
- ④⑫ 伊藤真昭氏注③〇書、第一章「所司代の成立」。
- ④⑬ 伊藤真昭氏によれば、所司代成立後、寺社領内で犯罪が発生した場合、その「成敗」権は所司代にあり、また寺社の訴訟の糺明・裁許にあつたのも所司代であった。ただしこれらの事実は、必ずしも「豊臣政権による一方的な寺社への干渉や介入」を意味するものではなく、むしろ「寺社後援策」ともいえるものであつたという(伊藤氏注③〇書、第三章「所司代の職掌」)。
- ④⑭ 伊藤氏注③〇書、第五章「所司代の展開」。
- ④⑮ ただし北野社宮仕が罪科を働いた場合のみ、その家は処分された(『北野社家日記』慶長六年五月二十五日・六月二日条、同・慶長七年六月二十五日・十二月十日条、同・元和二年十二月十日条等)。
- ④⑯ 慶長六年(一六〇一)四月に、妙藏院が宮仕四名に殺害された際(注④参照)、松梅院はすぐに京都所司代加藤正次・松田政行兩人に届け出て徳川家康の指示を仰いでいる。その後家康の命で取り調べが行われ、宮仕の「諸道具・家」も所司代によって調査され、宮仕四名は斬首となった(『北野社家日記』四月二十一日・五月二十三日条)、家の処分そのものは北野社が行った(同・五月二十五日条)。また同年五月、領内「長土居」で林三郎右衛門なる人物が辻斬りにあつた際、柳町から報告を受けた松梅院は、町から所司代へ届け出ることをすすめ、「大將軍・在所柳町」の者たちが所司代のもとを訪れ報告している(『北野社家日記』五月十九・二十二日条)。

- ⑤⑥ 吉田伸之「公儀と町人身分」(『近世都市社会の身分構造』東京大学出版会、一九九八年)。
- ⑤⑦ 『北野社家日記』第五卷、一一六頁、慶長四年三月十四日条。
- ⑤⑧ 拙稿「戦国期北野社の闕所」(注④参照)。
- ⑤⑨ 米村直之「北野社の勧進と造営」(『史学研究集録』第二五号、二〇〇〇年)に拠る。
- ⑥⑩ 『北野社家日記』第五卷、二五四頁、慶長五年五月二十三日条。
- ⑥⑪ 『北野社家日記』第五卷、二五四頁、慶長五年五月二十四日条、同・第六卷、一五四頁、慶長九年十二月二十七日条等。
- ⑥⑫ 『北野社家日記』第六卷、八六頁、慶長六年十二月十六日条。
- ⑥⑬ 『北野社家日記』第六卷、一五〇～一五三頁、慶長九年十二月二十五日条。このとき近衛信尹と八条宮智仁親王が「御あつかい衆」(調停者)となったのは、「(信尹)近衛様ハ竹内殿と御縁へん成、新宮様ハ(八條宮智仁親王)御兄弟」という事情にあり、「御あつかい」に際しては「残公家衆ハ勿論竹門様御ひいき」という状況であった(当日条)。
- ⑥⑭ 同右。なおこのとき、境内支配の権利ばかりでなく、官仕補任の「神判」や門跡への「年頭御礼ノ事」もまた問題となっていた。
- ⑥⑮ 『北野社家日記』第六卷、一八三～一八五頁、慶長十二年七月十九日条。
- ⑥⑯ 近世における「神事奉行職」の性格についての検討は、今後の課題としたいが、『北野社家日記』第五卷、三八～四一頁、慶長三年十月十四日・十六日条より、「神殿大預職」・「公文職」・「神事奉行職」の三職が、いずれも竹内門跡によって補任される職であったこと、しかしながら「神事奉行職」のみは松梅院の「家ニ付たる」職として任料を必要とせず、「繪旨」によって「普代相傳」(通)されていた職であったことを確認することができる。
- ⑥⑰ なお『古文書』一八八～一九一頁掲載の、十月二十七日付板倉勝重書状(折紙、松田政行宛)・正重書状(折紙、松梅院宛)・十月二十八日付正重書状(折紙、松梅院宛)は、当日条の「又此後御屋敷かべ下地つき候へとして人足御さし候へ共、当坊御奉行衆へ書物共懸御目御免候也、松勝右ハ御腹立候へ共、四郎右衛門尉殿へ理申、相濟申候也」

- という経緯にかかわるものと考えられる。また十月二十七日付板倉勝重書状(折紙)より、ここでいう「書物」とは、具体的には「自前々」諸役免除之徳善院御書付」であったことがわかる。
- ⑥⑱ ただしここで家康が北野社境内に対し人足役を賦課しようとしていた点や、免除を主張する松梅院に対し松田政行が「御腹立」している点などをふまえるならば、徳川政権は当初から一貫して豊臣政権の敷いた先例どおりに境内人足役免除策を打ち出していたわけではないといえよう。
- ⑥⑲ 当日条に、町の提出した、今小路町・紙屋川町・眞盛町・柳町・馬喰町の各町から徴発された人足数の書立と、徳川家康の黒印状と秀忠の朱印状が掲載されている。また『北野社家日記』元和三年十二月十三日条(六卷、二四三頁)には、「北野境内ノ年寄共召出申付、様子先度板倉伊賀殿被仰付候旨之ことく、松梅院江役仕來ル者何人又ハ御藏納百性トテ、役仕候ハて家ををし北野をたつもの何人ト、帳を付分上候へと申付候へ者、年寄共來内ミハ迷惑仕故申上候へ共、伊州様被仰付旨何とて相背候ハん哉、(中略)此前者も何かと申役不仕者共有由聞候間、帳付上候へと又申付候へ者畏由、如何様共御意次第ト申し歸、何時成共神事奉行被申付義相背聞敷由申罷歸也」とあり、すでに元和三年の段階で、所司代及び松梅院が町からの「帳」の提出を求めていたこと、その背景に様々な理由をつけて人足役から逃れようとする町人の存在のあったこと、がわかる。
- ⑦⑰ 『北野社家日記』第六卷、二八七頁、元和五年二月四日条。
- ⑦⑱ 『北野社家日記』第六卷、二八八～二八九頁、元和五年二月八日条。
- ⑦⑲ この日の記事は途中闕損があり、また後闕となっている。
- ⑦⑳ 前注に同じ。
- ⑦㉑ 『北野社家日記』第六卷、二四五～二四六頁、元和三年十二月二十三日条。
- ⑦㉒ 『北野社家日記』第六卷、二四六頁、元和三年十二月二十四日条。
- ⑦㉓ 『目代日記』三八七頁、天正十二年六月一日条。
- ⑦㉔ 管見の限り、この他に「月行事」についてふれている史料は『目代日記』三六二頁、永祿十年二月二十九日条のみであり、竹内門跡被官の角与三郎の家を闕所するに際し、「角与三郎家のきぬき月行事持出し、経堂

前にて法火」とみえる。図1の『洛中絵図』（注⑤参照）には、今小路町について、「経堂前今小路町」と注記していることから、ここで「のきぬき」を「経堂前」へ持ち出している月行事もまた、「今小路月行事」であった可能性が高い。

⑦ 「ただし「洛中」の場合、「月行事」は各町ごとに置かれていたものと考えられることから（『京都の歴史』4・桃山の開花、学藝書林、一九六九年、五六二～五六三頁、など）、「今小路月行事」の性格については今少し検討の余地があると考ええる。

⑦⑧ 『北野社家日記』第六卷、二四一～二四二頁、元和三年十二月十日条。鎌田氏、注⑦論文。

⑧ 「老松町」について『洛中絵図』を確認してみると、直接の記載はなにもないものの、柳町の北側に「老松宮」が存在する。よって、この「老松宮」を中心に成立した町であると考えられる。なお『京都御役所向大概覚書』下「山城國本山當山々伏頭之事」には、「福勝院」の場所として「北野柳町上ル老松町」とあり（同書、二二八頁）、現在もこの地に「老松町」が存在している。

⑧① 『北野社家日記』第六卷、二七三頁、元和四年十二月三日条。

⑧② 『目代日記』四五〇～四五二頁、天正十七年四月二十七日条。

⑧③ こうした重層性は、中世末期の「洛中」に展開していた親町—寄町関

係（『京都の歴史』4、第1章、注⑦参照、など）、或いは杉森哲也氏が上京・西陣組を例として明らかにされた古町—新町関係（杉森氏「近世京都町組発展に関する一考察—上京・西陣組を例として—」『日本史研究』二五四号、一九八三年）に由来するものと考えられる。その中味についての検討は今後の課題とせざるを得ないが、杉森氏が古町—新町関係を分析するに際し、統一政権による町組編成を重視されている点は、北野社境内の町について考える上でも重要な視角であると考ええる。

⑧④ 注⑦参照。

⑧⑤ 『京都冷泉町文書』第一卷、三二頁、天正十三年大福帳。

⑧⑥ 拙稿「戦国期北野社の闕所」（注④参照）。

⑧⑦ 小野晃嗣氏、注①論文。

〔付記〕 本稿は、二〇〇七年八月に福井県小浜市で行われた、中世都市・流通史懇話会における報告をまとめたものである。報告に際し、参加者の方々から様々な御指摘を賜った。ここに記して感謝申し上げる。

なお本稿は、二〇〇七年度文部科学省科学研究費補助金（若手研究・B）による研究成果の一部である。

（本学文学部講師）